

<p>同令第十九条第一項第二号又は第十九条の六十を乗じて得た数を超え百分の八十を乗じて得た数以下</p>	<p>同令第十九条第一項第二号又は第十九条の六十を乗じて得た数を超え百分の六十を乗じて得た数以下</p>	<p>同令第十九条第一項第二号又は第十九条の六十を乗じて得た数を超え百分の六十を乗じて得た数以下</p>	<p>同令第十九条第一項第四号又は第十九条の六十を乗じて得た数を超え百分の六十を乗じて得た数以下</p>
<p>老人保健法の規定による医療に要する費用の算定に關する基準に別表第五に定める別表第二の額を乗じて得た額</p>	<p>老人保健法の規定による医療に要する費用の算定に關する基準に別表第五に定める別表第二の額を乗じて得た額</p>	<p>老人保健法の規定による医療に要する費用の算定に關する基準に別表第五に定める別表第二の額を乗じて得た額</p>	<p>老人保健法の規定による医療に要する費用の算定に關する基準に別表第五に定める別表第二の額を乗じて得た額</p>

別表第三

厚生大臣の定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数の基準

厚生大臣の定める老人入院基本料の基準

別表第四

厚生大臣の定める医師又は歯科医師の員数の基準

別表第五

別表第二及び第三に規定する地域は、人口五万人未満の市町村であつて次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域と指定された離島の地域
- 二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和二十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村
- 四 過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域